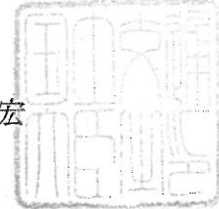


国鉄幹第9号  
平成23年5月16日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

国土交通大臣 大島 章宏



中央新幹線の建設主体の指名について（協議）

全国新幹線鉄道整備法第6条第1項の規定に基づき、昭和48年11月15日運輸省告示第466号により下記の基本計画を決定した建設線の建設主体として貴社を指名することについて、同法第6条第5項の規定に基づき協議する。

記

1. 建設を行わせようとする建設線の基本計画  
路線名 中央新幹線  
起点 東京都  
終点 大阪市  
主要な経過地 甲府市附近、名古屋市附近、奈良市附近
2. その他必要な事項  
中央新幹線の整備計画については、交通政策審議会より別紙の通りとすることが適当と答申されている。